

～農業者年金で安心な老後を～

■ 農業者年金に加入すれば ～農業者年金の受給額(年額)の試算～

加入年齢	納付期間	保険料額	保険料 納付総額	年金額(年額)		想定される受給総額	
				男性	女性	男性	女性
20歳	40年	1万円	780万円	58万円	49万円	1,243万円	1,315万円
		2万円	960万円	76万円	64万円	1,635万円	1,730万円
30歳	30年	1万円	660万円	45万円	38万円	968万円	1,024万円
		2万円	720万円	50万円	43万円	1,085万円	1,148万円
40歳	20年	2万円	480万円	30万円	25万円	642万円	680万円
50歳	10年	2万円	240万円	13万円	11万円	286万円	303万円

※上のケースは、通常加入で保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.30%となった場合の試算です。受給総額は65歳での農業者年金加入者について想定している平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92.0歳まで生存した場合の金額です。
※運用利回りは、加入後の経済変動により上下します。制度発足以降の19年間(令和2年度まで)の運用利回りの平均は、年率2.97%です。
※予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、令和4年度は0.30%となっています。
※各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。
※保険料額1万円のケースについては、35歳未満は保険料月額1万円で加入時、35歳以降は月額2万円で加入した場合です。

農業者の豊かな老後のためには、国民年金(基礎年金)だけでは十分とは言えません。積立方式・確定拠出型で少子高齢化時代に強く、終身年金である農業者年金に加入し、安心な人生設計の助けとしてみませんか。

政策支援の要件と国庫補助額(※保険料は本人負担分と補助分あわせて月2万円(固定)となります)

区分	必要な要件	本人負担の保険料(補助額)			
		35歳未満		35歳以上	
1	認定農業者かつ青色申告者	1万円	(1万円)	1万4千円	(6千円)
2	認定就農者かつ青色申告者	1万円	(1万円)	1万4千円	(6千円)
3	区分1又は2の要件を満たしている者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者又は直系卑属	1万円	(1万円)	1万4千円	(6千円)
4	認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者が、3年以内に区分1の要件を満たすことを約束した者	1万4千円	(6千円)	1万6千円	(4千円)
5	区分1又は区分2の要件を満たしていない者の直系卑属であり、35歳まで(25歳未満の者は10年以内)に区分1の要件を満たすことを約束した者	1万4千円	(6千円)	—	

※35歳未満で加入した者は、35歳から自動的に35歳以上の額に変更されます。
※区分1～5のそれぞれの要件に該当しなくなった場合、他の区分(国庫補助額が減額になることがあります)又は通常の保険料への変更が必要です。
※保険料の国庫補助が受けられる期間は、ア)35歳未満であれば要件を満たしているすべての期間、イ)35歳以上であれば10年以内とされ、通算して最長20年間となっています。

また、年金保険料は2万円(35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円から)6万7千円まで、千円単位で加入者が自由に設定でき、いつでも額の見直しが可能です。支払った保険料は社会保険料控除の対象となり節税効果があるうえ、左記の要件を満たす方には、保険料の国庫補助もあります。詳しくは農業委員会事務局、もしくはお近くの農協各支店までご相談下さい。

編集後記

令和5年1月31日「伊達のおんぼ柿」が、農水省の「地理的表示(GI)保護制度」に登録され、また、日本記念日協会により、12月から2月までの各13日が、「伊達のおんぼ柿の日」として記念日登録された。

大正時代、五十沢地区での硫黄燻蒸技術の確立に始まり、幾多の困難、特に原発事故による2年間の加工自粛等乗り越え100年を迎えた。

令和の時代、後継者育成に努め、鮮やかなオレンジ色に輝く「伊達のおんぼ柿」を、食文化としても後世に伝え、守っていききたい。

(編集委員 吉田浩重)

◆編集委員

清野 直人(靈山地域)
井上 林一(保原地域)
土屋 洋一郎(梁川地域)
渡邊 みき子(靈山地域)
吉田 浩重(伊達地域)
佐藤 輝弥(月館地域)
八巻 長一(梁川地域)



伊達市

農業委員会だより

vol.
10



オレンジ色に輝くあんぼ柿。梁川町五十沢地区は、令和4年にあんぼ柿初出荷から100年を迎えた。

もくじ

市長へ意見書を提出しました……………2	県下農業委員会大会へ参加しました…2
人・農地プランから地域計画へ……………2	農作業賃金標準額……………3
伊達市賃借料情報……………4	農業者年金で安心な老後を……………4

令和5年度伊達市農作業賃金標準額

令和5年4月1日

作 業 区 分		単 位	標準額	備 考
臨 時 雇	一般作業	1日	6,880円	水田、畑、果樹等の一般作業、1時間当り 860円
	果樹の剪定	1日	11,200円	1時間当り 1,400円
	摘蕾・摘花果	1日	6,880円	1時間当り 860円
	柿の皮むき	1時間	860円	
	あんぼ、にら等袋つめ	1時間	860円	
	立木等伐採	1時間	1,500円	機械燃料持込
	果樹防除オペレーター	1時間	1,500円	
袋かけ もも・りんご・ぶどう		1日	6,880円	1時間当り 860円（二重袋、ぶどう棚等状況に応じ調整）

1. 昼食含みません。
2. 作業時間は8時間を基準とします。
3. 労働能力（年齢・経験など）を勘案する場合は、当事者間で調整してください。
4. 最低賃金が毎年10月に見直されます。作業賃金はその額を下回る場合は最低賃金の額に読み替えてください。

作 業 区 分				単 位	標準額	備 考
請 負 作 業	水	耕起	ロータリー耕	10 a	7,000円	
			ブラウ耕	10 a	8,000円	
		代かき		10 a	7,000円	植代まで
		畦ぬり		1 m	60円	
		機械による田植		10 a	7,500円	角植え別
		バインダーによる稲刈		10 a	8,000円	角刈り別
	田	コンバイン		10 a	30,500円	乾燥調整を含む、角刈り別、運搬・結束はそれぞれ1,000円増し
		ハーベスタによる脱穀		10 a	8,200円	
		乾燥調整（もみすり）		玄米 60kg	2,000円	
		もみすり		玄米 60kg	1,000円	
	畑	耕起（ロータリー耕）		10 a	7,000円	

1. ほ場条件は、基盤整備後の平坦地の乾田を標準としています。
2. 未整理地は、作業能率などを勘案して当事者間で調整してください。
3. 請負作業単価には、消費税は含まれておりません。別途計上してください。

※この標準額は、令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用となります。目安としてご利用ください。

地域における賃借料の目安として、農地の賃借料情報を提供いたします。
農地の貸し借りをする場合は、下記の賃借料情報を参考に双方で協議願います。

伊達市賃借料情報

令和4年1月から令和4年12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10 a当り / 年）は、以下のとおりとなっております。

地 域	区 分	平 均 額	最 高 額	最 低 額	データ数	備 考
伊達地域	田	11,300円	14,500円	10,000円	16	
	畑	9,900円	16,700円	5,100円	84	
梁川地域	田	8,400円	14,100円	3,100円	153	
	畑	10,200円	16,900円	4,000円	91	
保原地域	田	8,200円	16,400円	3,600円	71	
	畑	10,800円	18,000円	4,000円	127	
靈山地域	田	9,100円	13,000円	3,400円	21	
	畑	12,700円	19,800円	7,400円	5	
月舘地域	田	8,700円	10,900円	3,900円	17	
	畑	4,900円	5,000円	4,800円	6	
伊 達 市 （全体）	田	8,600円	16,400円	3,100円	279	
	畑	10,600円	20,200円	4,000円	327	

ホームページでチェック！



- *1 データ数は、集計に用いた筆数です。
- *2 賃借料を物納支給（水稻）としている場合は、60kg 当り 12,563 円に換算しています。
※令和4年産米の相対取引平均価格（農水省R4年12月速報 コシヒカリ（中通り））より
- *3 金額は算出結果を四捨五入し100円単位としています。
- *4 実情に即した情報提供のため、区分毎に、全賃借料データの平均値の±70%を超えるものを除いています。

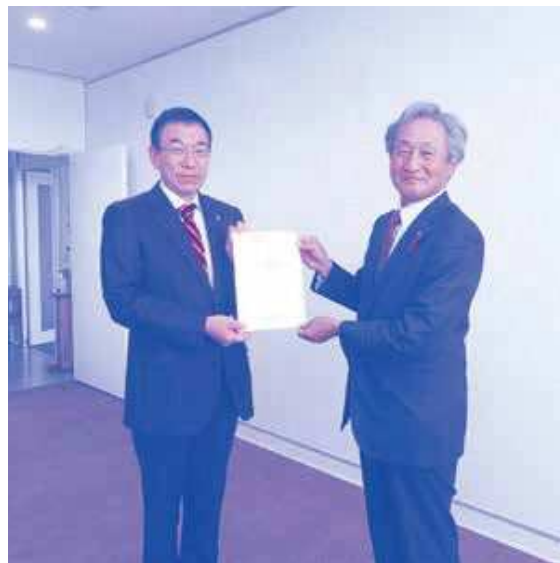
市長へ要望書を提出しました。

令和4年10月21日伊達市役所において、「令和5年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書」を市長へ提出しました。現在の農業行政の課題やその対応に関する意見を6項目にまとめています。

（意見書の概要）

1 伊達市農業振興基本計画の策定について

- (1) 本市農業施策の方向性を示す基本計画の策定



2 遊休農地の発生防止・解消対策について

- (1) 「人・農地プラン」など、地域での話し合いへの支援の継続
- (2) 遊休農地を解消した際の補助金の創設など、農地集積の積極的な調整を行うための支援

3 農業後継者、担い手支援について

- (1) 新規就農者に対する補助拡充
- (2) 収入保険掛金に対する支援継続
- (3) 研修用農地事業の拡大と後継者への支援など

4 原子力災害対策について

- (1) 未だ出荷制限のある作目の状況改善等、東電・国への働きかけ
- (2) 農産物の風評被害を払拭するための支援

5 鳥獣被害防止対策について

- (1) 捕獲隊員の確保
- (2) 電気柵等の設置に対する市補助金増額と国県への要請

6 防災・減災対策について

- (1) 河川やため池機能を維持するための適切な管理
- (2) 田んぼダムの研究と整備の推進など

7 農作物被害対策について

- (1) 自然災害に対する営農活動継続のための支援
- (2) モモ穿孔細菌病対策

福島県下農業委員会 大会に参加しました



（編集委員 八巻長一）

受けました。先細り感のある日本の農業ですが、目標に向かってあとひと踏ん張り、ふた踏ん張りしなければと、気分も新たに会場を後にしました。

現在、伊達市各地区で取り組んでいる人・農地プランは、令和5年4月より、地域計画へと名称を変更します。集落内での話し合い運動など、継続して地域の農業者の皆様のご協力を得ながら、将来を見据えた担い手への農地集積により、農地の耕作放棄を防ぎます。